

教職員の非違行為に係る公表ガイドライン

平成 25 年 5 月 30 日

長野県教育委員会

第 1 趣旨

このガイドラインは、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の任命した教職員が、非違行為により地方公務員法に基づく懲戒処分等を受け、または受けるべき場合において、その事実や処分内容等を県民に対して明らかにし、行政機関としての説明責任を全うするとともに、県民の信頼に応える透明性の高い教育行政を確立するため、その公表基準等について定めるものとする。

第 2 公表基準

公表は、次の基準により行う。

1 懲戒処分等後公表

次の場合には、教育委員会は速やかに公表する。

- (1) 教職員による非違行為について、教育委員会が地方公務員法の規定に基づき懲戒処分を決定したとき
- (2) 刑事事件で起訴された場合において、教育委員会が地方公務員法の規定に基づき分限休職処分を行ったとき
- (3) 指導上の措置(訓諭、嚴重注意、口頭注意)について、社会的影響その他の事情に鑑み、教育委員会において公表すべきであると判断したとき

2 懲戒処分前公表

懲戒処分の対象となるべき次の非違行為について、教育委員会が事案の把握と確認をした段階で速やかにその旨を公表する。

- (1) 教育委員会の「懲戒処分等の指針」第 3 標準例「1 児童生徒に対する非違行為関係」に定める「わいせつな行為等」及び「体罰」の項目に該当すると教育委員会が判断した非違行為
- (2) 飲酒運転その他重大な非違行為

第 3 公表内容等

1 懲戒処分等後公表

(1) 公表は、懲戒処分等の決定後、教育委員会が行う。

(2) 公表する内容

ア 懲戒免職の場合

- (ア) 被処分者の氏名、学校名、職名、年齢、性別
- (イ) 処分の内容
- (ウ) 処分の時期
- (エ) 処分の事由

(オ) 既に懲戒処分前に公表をした事案については、その事実

イ 懲戒免職以外の場合

- (ア) 被処分者の校種等、職位、年齢、性別
- (イ) ~ (オ) アに同じ

この場合の校種等とは、事務局（本庁）、現地機関、学校以外の教育機関、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の別をいう。

また、小学校、中学校及び高等学校にあつては、東信・南信・中信・北信の地区別を付すこととする。

（３）公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

イ 懲戒免職以外の処分であっても、社会的影響が大きな事件で、逮捕・起訴等により氏名等が公にされている場合は、被処分者の氏名及び学校名等についても公表する。

ウ 上記ア及びイを行う場合は、その理由を明確にする。

（４）公表の方法

会見等を開催し、発表資料により公表する。

２ 懲戒処分前公表

（１）公表は、教育委員会が非違行為の事案の把握と確認をしたとき、教育委員会が行う。

ただし、県費負担教職員の非違行為については、市町村教育委員会と連携して行うものとする。

（２）公表する内容

ア 事件・事故の概要

イ 発生時期

ウ 教職員の校種等、職位、年齢、性別

（３）公表内容の例外

ア 公表の内容により被害者等が特定される可能性があり、被害者等の権利・利益を保護する必要があると認められる場合は、教育委員会は公表に際して適切な措置を取るものとする。

イ 社会的影響が大きな事案で逮捕・起訴等により氏名等が公にされている場合は、必要に応じて教職員の氏名及び学校名等についても公表する。

ウ 警察が事情聴取等の捜査を行っており捜査の支障となる場合は、公表しない。

ただし、支障がなくなったときは公表する。

エ 上記ア、イ及びウを行う場合は、その理由を明確にする。

（４）公表の方法

会見等を開催し、発表資料により公表する。

第４ その他

１ 教職員による非違行為が発生したとき、校長及び市町村教育委員会は、速やかに教育委員会に所定の報告を行うとともに、適切に保護者説明会等を行い、児童生徒の動揺を鎮め、保護者との情報共有を図るものとする。

また、教育委員会は、校長及び市町村教育委員会と連携を図り、ガイドラインの円滑な運用に努めるものとする。

２ 教育委員会は、学校の教育活動に支障が生じないよう、必要に応じ報道機関に十分な配慮を要請する。